

平成24年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

平成24年 6月 5日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成24年 6月 5日

15日間

至 平成24年 6月19日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第 6 議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第50号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第51号 町道の路線変更について

第 9 議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信 太 郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

- 6 番 山 田 均 君
- 7 番 東 まさ子 君
- 8 番 岩 田 恵 一 君
- 9 番 松 村 篤 郎 君
- 10 番 坂 本 美智代 君
- 11 番 西 山 和 樹 君
- 12 番 原 田 寿賀美 君
- 13 番 北 尾 潤 君
- 14 番 森 田 幸 子 君
- 15 番 山 内 武 夫 君
- 16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 谷 口 誠 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 中 尾 達 也 君
- 和知支所長 榎 川 諭 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画政策課長 山 森 英 二 君
- 税務課長 堂 本 光 浩 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君
- 保健福祉課長 岡 本 佐登美 君
- 子育て支援課長 山 田 由美子 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君

産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	藤田真君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 本日はご参集いただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、9番議員・松村篤郎君、10番議員・坂本美智代君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月19日までの15日間と決定しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第48号ほか4件です。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

5月30日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

閉会中に各常任委員会が開催され、所管の調査研究・現地踏査が実施されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたのでお手元に配付しております。

本定例会の、京丹波町ケーブルテレビ自主放送番組放送のため、カメラによる撮影・収録

を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。

委員の皆さんには大変ご苦労さんですが、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、行政報告》

○議長（野口久之君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。本日ここに、平成24年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろ各位には円滑な町政の推進にご支援・ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、農繁期も終わり、植えつけられました水稻は順調に生育しているようであり、実り多き秋を期待するものであります。そして、11月18日に丹波自然運動公園を主会場として計画しております食べ物を中心とした祭り「京丹波・食の祭典2012」に丹精込められました豊かな食材が並び、多くの人々が集い、笑顔と活力があふれる祭典となりますことを今から楽しみにしているところであります。

一方、電力不足が懸念されております夏場にいよいよ差しかかってまいりました。政府が進める関西電力大飯原子力発電所の3、4号機の再稼働につきましては、まさに我が国のエネルギー政策を左右する問題であり、新たな原子力規制組織による安全性の確認はもとより、国民的理解が不可欠であると考えております。

また、去る5月18日に決定されましたこの夏の電力需給対策につきましても、さまざまな報道がなされておりますが、「節電メニュー」の普及・徹底を初め、電力消費ピーク時における効果的かつ協力を得やすい需要抑制対策が求められるところであります。

本町におきましては、電力不足に備えるための対策会議を設置しまして、庁舎等のさらなる節電に取り組むほか、町民の皆様への普及啓発に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いする次第であります。

翻りまして、平成24年度の地方財政対策についてであります。地方交付税につきましては、財政運営戦略における中期財政フレームに基づき、前年度比1,000億円増の1兆5,000億円が確保されております。しかしながら、地方財政計画においては、社会保

障関係経費が伸びる一方、投資的経費が大幅に減り、地方独自の歳出は抑制されているところでもあります。

本町におきましては、社会保障費の財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障と税の一体改革」の動向を注視するとともに、財政健全化に向けた取り組みを一層強化し、将来的にも安定した行財政基盤を確立していく必要があります。

こうした情勢の中、本年度は、私の任期3年目の事業年度であり、「安心・活力・愛のあるまちづくり」をより具体化する年度として、財政健全化を意識しつつ、福祉の拡充や新たな地域振興拠点施設の本格着手など、京丹波町の将来の発展に向けた事業、すなわち、「未来への投資」として、積極的な予算編成を行い、その取り組みを加速させることとしたところでもあります。

そこで、まず、地域医療の確保についての進捗状況ではありますが、昨年度から和知診療所と和知歯科診療所を国保京丹波町病院と一本化して運営し、経営の効率化を初め、病院と診療所の連携強化を図るとともに、医師派遣を受け入れるための条件整備を進めてまいりました。その結果、京都府を初め、京都府立医大等関係機関の格別のご配慮により、本年度から新しく京丹波町病院に2名、和知診療所に1名の常勤医師をお迎えすることができ、地域医療の充実を図ることになりました。また、和知歯科診療所では、本年4月から毎週土曜日の診療を開始し、医療サービスの向上を図っております。今後とも、在宅医療の推進など町民が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

次に、町営バスの運行についてであります。4月から地域の皆様方の要望にこたえるため、升谷区内を運行する路線を増設し、利便性の向上に努めております。また、町営バスの利用促進に向けまして、5月から半年間、現金乗車の方を対象に運賃を半額とする社会実験を実施しております。今後とも須知高校生への通学助成を初め、町民の生活交通の確保のため、住民ニーズに合ったきめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

次に、丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備であります。「ハイウェイテラス・京たんば」を基本コンセプトに、交流拠点、情報発信拠点、おいしさの拠点及び防災拠点としての機能を備えた施設整備として、このほど、国土交通省から自動車専用道路との連結予定者に選定することの通知をいただいたところでもあります。また、事業用地につきましても、地質調査が終了し、現在、地権者の皆様に境界立ち会いをお願いしており、今後、用地取得と並行して造成地やアクセス道路の詳細設計を進めてまいります。なお、施設の設計、建設、運営等につきましても、民間事業者に包括的に委託する手法であるDBO方式を採用することとし、事業者選定の準備を進めているところであります。

また、「京都府立林業大学校」の状況についてであります。去る4月9日に開校式が執り行われ、現在、21名の学生が学ばれております。同大学校は、西日本で唯一の林業専門の大学校であり、本町の林業振興への波及効果を初め、この大学校から全国に林業振興に情熱を持たれる有為な人材が排出されることに大きな期待を寄せるものであります。

なお、地域支援に関しましては、区長会全体会を5月26日に開催し、私の目指しますまちづくり方針をお伝えするとともに、今年度の予算状況や、主な事業内容などをお知らせしたところであります。今後、今月末から9月上旬にかけて、「町長と語るつどい」を開催し、広く町民の皆様のご意見やご提言などをお聞きし、町政に反映してまいりたいと考えております。

最後に、出納閉鎖を迎えました平成23年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入117億5,767万円、歳出112億2,613万円、収支は5億3,154万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では4億6,672万円程度の黒字決算の見込みとなりました。また、特別会計では、歳入68億7,483万円、歳出68億175万円、実質収支は4,534万円程度を見込むところであります。まずは健全な姿での決算が見込まれますことを報告させていただきます。

また、病院事業会計につきましても、旧病院解体に係る特別損失を除いた経常収支では、病院と診療所の一本化や、入院、外来収入の増及び検診事業による収入増などから、京丹波町発足後初となる3,900万円余りの黒字を見込んでいるところであります。

今後におきましても、精査した事業の推進と適正な予算執行に努める所存であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野口久之君） 以上で、行政報告を終わります。

《日程第5、議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～日程第9、議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第5、議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第9、議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補

正予算（第1号）までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第5、議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第9、議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第48号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、外国人登録制度の廃止等に伴い、「京丹波町印鑑条例」、「京丹波町手数料徴収条例」、「京丹波町すこやか祝金条例」及び「京丹波町すこやか子育て医療費助成条例」について、所要の改正を行うものであります。

議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う所要の改正を行うとともに、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う年少扶養控除及び特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止に係る影響を回避するため、老人医療費の支給対象者について、改正前の所得税法の規定を適用した場合に所得税が課せられない場合も対象に含むこととする改正を行うものであります。

議案第50号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、須知公園を供用開始するため、同公園を条例に追加するものであります。

議案第51号 町道の路線変更につきましては、町道黒瀬道ノ間線の改良に伴い、起点及び終点を変更するものであります。

議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきましては、補正

前の額 1 1 5 億 9, 6 0 0 万円に今回 1 億 3, 5 0 0 万円を追加し、補正後の額を 1 1 7 億 3, 1 0 0 万円とすることを願います。

今回の補正予算は、当初予算成立後 2 カ月余りであり、緊急的に予算措置を講ずるべき必要最小限の補正といたしております。

内容といたしましては、介護施設等整備事業として、社会福祉法人山彦会が設置する地域密着型介護老人福祉施設の整備補助金に 1 億 3, 3 4 0 万円を計上したほか、児童手当支給事業に係る所得制限導入のためのシステム改修負担金に 9 0 万 1, 0 0 0 円、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会実施事業に 6 9 万 9, 0 0 0 円を計上したところであります。

なお、歳入につきましては、介護施設等整備事業及び児童手当支給事業については、府補助金を充当することとし、以外は財政調整基金繰入金により編成したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いをいたします。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第 4 8 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例制定の前提といたしましては、平成 2 1 年 7 月 1 5 日に公布されました住民基本台帳法の一部を改正する法律が、その大半が来る 7 月 9 日に施行されることになりました。別途お配りしております資料をご覧くださいと思います。

住民基本台帳法の改正においては、外国人住民の利便の増進及び市町村の行政の合理化を目的として、外国人住民が住民基本台帳制度の適用対象に加えられることとなりました。同時に、現在の外国人登録制度は廃止され、新たな在留管理制度の導入により、日本に中長期にわたり在留する外国人には、在留資格や在留期間などを盛り込んだ在留カードが交付されることとなりました。また、特別永住者制度の見直しも行われ、特別永住者は現行制度を実質的に維持しつつ、利便性向上の観点から特別永住者証明書が交付されることとなっております。

住民基本台帳の適用となる外国人は、在留カードの交付対象となる中長期在留者、また、特別永住者のほかに一時的庇護許可者、又は、仮滞在許可者、そして、出生による経過滞在

者などがございます。

今回の関係条例の整理に関する条例では、廃止されます外国人登録法や外国人登録証明書等の記載がある条例について、一括して改正するもので、京丹波町印鑑条例など関係する四つの条例について、それぞれ一部改正を行うものがございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第1条関係の京丹波町印鑑条例の一部を改正する条例では、印鑑登録の資格として規定していた外国人登録に係る文言を削り、外国人住民を含んで住民基本台帳に記録されている者といたしております。

また、住基法改正後の外国人を対象とした住民票には、通称や氏名の片仮名表記を記録することができることから印鑑条例第4条の登録にあたって、印鑑登録原票には氏名のほかに外国人住民の住民票に通称が記録されている場合には氏名と通称を登載すること。また、非漢字圏の外国住民、氏名がアルファベットで表記される方の場合で、住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記部分を組み合わせた印鑑を登録される場合には、その片仮名表記部分も印鑑登録原票に登載することとするものがございます。

次の第5条では、登録申請を不受理とする場合について規定しておりますが、改正後の第1号で氏名、氏、名、若しくは通称、又は氏名か通称の一部を組み合わせたもので表わしていない印鑑については受理できないこととしております。ただし、新たに設ける第2項におきまして、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記、又はその一部を組み合わせた印鑑を登録申請する場合には、受理できるものとするものです。

最後に、第9条の印鑑登録の廃止にあたっては、住基法第8条の転出や死亡により住民票が消除されたとき、又は、日本国籍を取得したときを除いて、住基法第30条の45の表上段に掲げるものでなくなったとき、つまり、中長期在留者や特別永住者等、住民基本台帳の適用対象でなくなるということで整理をさせていただいております。

以上のことは、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、見直しが必要となりましたので、改正をお願いするものであります。

次に、第2条関係の京丹波町手数料条例の一部を改正する条例については、手数料の種類と金額について、これまで外国人登録原票記載事項証明書と外国人登録原票の写しの発行、交付がなくなることから、その号を削り以下を繰り上げて整理しております。

また第3条、第4条関係では、京丹波町すこやか祝金条例と京丹波町すこやか医療費助成条例の支給対象となる方や定義において、住民基本台帳に記録されている者という表現に統一して改正をするものです。この条例の施行日は法律の施行日である7月9日としておりま

す。なお現在、7月9日の法施行に向けまして、外国人住民の仮住民票を作成し、ご本人に通知を行うなど準備を進めております。仮住民票の作成基準日であった5月7日現在、対象となられた方は13カ国141人でございました。

続きまして、議案第49号 京丹波町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の条例につきましては、二つの項目について改正を行うものでございます。

一つには、先ほどの条例改正と同様に、住民基本台帳法等の改正により、外国人登録制度が廃止されることに伴う整理を行うこととしております。

二つ目には、本条例で定めております老人医療制度の受給対象者とする方のうち、老人本人及び世帯主など主な生計維持者が所得税を課税されていないことを認定要件として定めているところですが、平成22年の税制改正により、15歳までの年少扶養親族に係る扶養控除と16歳から18歳までの特定扶養親族に係る上乗せ部分が廃止されたことによって、収入金額が変わらなくても所得税が課税され、これまで受給対象者であった方が資格を喪失する場合がございます。そこで、所得税法改正の影響により、本制度の受給資格を喪失することの発生を回避するため、受給対象者であるかどうかの判定に当たって、改正前の所得税法における扶養控除を適用したならば、所得税が課税されない方も対象に含めるというものでございます。この制度は京都府の補助制度により運用しており、このほど、京都府の老人医療助成事業費補助金の交付要綱が改正されたことから、その内容に準じて本町においても改正をお願いするものです。

詳細につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正条例第1条の対象者を規定する第2条関係では、対象者として外国人登録法に係る文言を削り本町に住所を有する者として外国人住民も含め、住民基本台帳に記録されている者という表現で統一することにいたしております。

次に、改正条例第2条の同じく第2条第2号において、所得税を課せられていない者について、本人及び世帯における主たる生計維持者が所得税法の一部を改正する法律、平成22年法律第6号で廃止された年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せ部分の扶養控除について、改正前の控除額を適用した場合に、所得税が課せられない者も含むとしてその影響が出ないようにするものです。なお、施行日につきましては、第1条の改正は改正住民基本台帳法が施行される7月9日から、第2条の改正につきましては、平成23年中の所得税の課税状況をもとに、平成24年度の受給者資格の判定を行う8月1日からの施行といたしております。なお、参考までに5月末現在の老人医療受給者639人中、所得税が課税されていないとい

う要件により認定されている方は70名となっております。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしく  
お願いいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第50号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明のほうさせていただきます。

提案理由といたしましては、平成14年度より都市公園事業として整備を行ってまいりました須知公園が本年7月に供用可能となったことに伴い、都市公園法で規定する都市公園として管理を行うため、都市公園条例の改正をお願いするものでございます。

議案の次のページの新旧対照表のほうをご覧ください。

別表の京丹波町が設置する都市公園として、須知公園の名称と位置を新たに追加するものでございます。なお、本日、議案第50号資料といたしまして、須知公園の整備概要とイメージ図をお配りしておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、議案第51号 町道の路線変更について、説明のほうをさせていただきます。

お配りしております議案第51号資料をご確認ください。

町道黒瀬道ノ間線につきましては、昭和59年に町道認定がなされており、下山地内の黒瀬公民館前の国道27号接続部を起点とし高屋川を横断し町道赤瀬大原線接続部を終点とする路線であります。変更をお願いする理由といたしましては、本路線が高屋川を横断していることから、京都府において、平成21年度より進められております高屋川総合流域防災事業により高屋川を渡る25号橋の架け替えが必要となり、平成22年度、23年度において、新たに黒瀬の里橋として整備が行われたことと合わせまして、国道側の道路築造部分につきましても、平成23年度に事業を実施し完成したことに伴いまして、接続部の地番について改めて用地図等により確認した結果、所在地の変更が必要となったため、本議会において、起終点の変更をお願いするものでございます。なお、変更後におきましては、道路幅員4メートルから10.5メートル、道路延長118メートルの3級町道として管理を行ってまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第50号並びに51号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第52号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に1億3,500万円を追加いたしまして、補正後の額を117億3,100万円とすることをお願いするものでございます。

予算書の最終のページをお願いをいたしたいと思っております。

事項別明細書の4ページの歳出から説明をさせていただきます。

まず、民生費、社会福祉費の老人福祉費でございますが、介護施設等整備事業といたしまして、1億3,340万円の追加をお願いしております。これにつきましては、町長の提案理由説明にございましたけれども、社会福祉法人山彦会が設置をいたします地域密着型介護老人福祉施設の整備補助金を計上したものでございます。この施設につきましては、瑞穂地区の三ノ宮地内にごございます特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑の分館、いわゆるサテライト型居住施設といたしまして、町内在住の方を対象とした定員29名の施設を建設するというものでございまして、入所待機者の解消と要介護状態となった場合などに住みなれた地域での生活確保を目指すといったものでございます。

建設場所につきましては、旧三ノ宮小学校の校舎を町が貸与いたしまして、これを改修して整備をするというものでございまして、来春の開設を予定されているところでございます。補助金の内容といたしましては、全額府の補助金でございますが、京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金につきまして、町がこれを受けまして、それを支出するというものでございます。補助金の内訳といたしましては、介護基盤緊急整備特別対策事業といたしまして、1床あたり400万円の29床分ということで1億1,600万円、それから、施設開設準備経費助成特別対策事業といたしまして、1人あたり60万円の29人分ということで1,740万円と、そういう内訳になってございます。

次に、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、児童手当支給事業といたしまして90万1,000円の追加をお願いしております。これにつきましては、児童手当支給事業に係る所得制限の導入のためのシステム改修の負担金でございまして、平成24年6月分以降の児童手当に所得制限がかかるということになっておりますために、次回の10月の支給に向けまして、システム改修をするためのものでございます。

次に、教育費の保健体育費の保健体育総務費でございますが、夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会実施事業といたしまして69万9,000円の追加をお願いしております。この事業につきましては、株式会社簡保生命保険、それからNHK、NPO法人全国ラジオ体操連盟の主催によりまして、毎年7月20日から8月31日までの43日間にわたりまして、全国の43の会場において実施をされておるところでございます。これにつきましては、昭和28年から開始をされているものでございまして、本町におきましては、初めての取り組

みでございますが、8月23日でございますけれども、丹波自然運動公園陸上競技場におきまして、実施を予定しておるところでございます。午前6時から約1時間の予定でございます。このうち6時30分から40分までの10分間の間、ラジオ体操がNHKの第1放送ラジオで全国に生放送されるというものでございます。

事業の目的といたしましては、この巡回ラジオ体操を契機といたしまして、運動習慣を身につけていただきまして、健康維持や体力の増進につなげるとともに、地域コミュニティの拡充でありますとか、青少年の健全育成を図り、活力あるまちづくりにつなげるというものでございます。

規模といたしましては、人口の約1割というふうなことで1,500人を目指して開催をするというものでございます。

なお、京都府内での開催につきましては、6年ぶりということでございます。平成18年には福知山市、平成17年には亀岡市と綾部市で開催をされたというところでございます。

予算の内容といたしましては、報償費として参加記念品代といたしまして15万円、需用費につきましては、事務消耗品6万7,000円とチラシの印刷代に8万円。役務費につきましては、ピアノの運送料として8万4,000円、使用料及び賃借料につきましては、送迎用のマイクロバス9台分の借り上げ料といたしまして27万円、それから、自然公園の使用料といたしまして4万8,000円を計上させていただいております。

なお、これらの補正財源でございます歳入につきましては、3ページでございますけれども、民生費の府補助金といたしまして先ほど申し上げました介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金、それから、児童手当支給事業に係るシステム改修の補助金として地域子育て特別支援事業補助金を計上させていただいております。

なお、ラジオ体操に係る経費につきましては、財政調整基金の繰り入れによりまして、調整をさせていただいたものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

よって、本日はこれをもって散会します。

次は、6月7日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

お疲れのところ大変ご苦労さまですが、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されますので、よろしく願いをいたします。ご苦労さんでございました。

散会 午前 9時45分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 松村篤郎

〃 署名議員 坂本美智代